

よくあるご質問（応募者向け）

I. 『まなべる基金（第 15 期）』の制度について

Q.1：『まなべる基金（第 15 期）』とはどのような奨学金制度ですか？

A.1：東日本大震災の影響により、住居の再建や修繕、福島第一原発事故の影響による避難などの理由で、家計における経済的な負担が増加し、進学・就学が困難な高校生を支援することを目的とした給付型（返還不要）の奨学金制度です。困難な状況の中でも、学ぶことを諦めない高校生を支援するため実施するものです。

Q.2：『まなべる基金（第 15 期）』で対象となるのはどのような生徒ですか？

A.2：詳細は『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」のうち資格 1～5 の全ての項目を満たす生徒が対象になります。以下のような生徒が対象になります。

資格 1：2006 年 4 月以降に生まれ、2026 年 4 月 1 日時点で高校などやその他学校に在籍していることが見込まれる生徒（ただし、2025 年 9 月時点で、高校卒業資格を取得している生徒を除く）。

資格 2：東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

※2011 年 3 月 12 日以降に生まれた応募者で、出生地にかかわらず保護者が東日本大震災発生時に岩手県、宮城県、福島県に居住し被災していた場合は、応募が可能。

資格 3：東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書を下記で確認の上、提出により証明できる。

提出書類	発生時の被災地
罹災証明書(半壊以上)	岩手県・宮城県・福島県
罹災証明書(一部損壊)	福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須
被災証明書	岩手県・宮城県・福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須

※：「罹災証明書（一部損壊）」または「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

※2011 年 3 月 12 日以降に出生した応募者本人の罹災証明書 被災証明書の提出は不要。保護者の罹災証明書または被災証明書を提出。

資格 4：応募者と家計を同一にする 18 歳以上（9 月 1 日時点）の家族の「令和 7 年度所得証明書（令和 6 年 1 月～12 月分）」の所得合計が以下を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
所得合計 (18 歳以上の家族)	213.6 万円	302.3 万円	370.5 万円	430.8 万円	507.6 万円	579.9 万円	651.2 万円	721.7 万円

ただし、福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合（資格 3※①のケース）にかぎり、世帯全員の所得合計額を 1/2 にした金額を適用します。

（震災時の居住地域が岩手県・宮城県、福島県であること）

例：所得合計 400 万円で二重生活の場合…所得合計は 1/2 の 200 万円と適用

資格 5：応募者と家計を同一にする 18 歳以上（9 月 1 日時点）の家族の「令和 7 年度所得証明書（令和 6 年 1 月～12 月分）」の所得合計が以下を下回っている。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.3：奨学金の給付金額はいくらですか？

A.3：3 年制高校等、その他学校（条件を満たす）は、年間 27 万円（返還不要）です。

4 年制の高校等に通われる方は年間 20.25 万円（返還不要）です。

Q.4：奨学金の給付期間はいつまでですか？

A.4：①高校等に在籍の場合

高校学校の卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最短修業年限が終了する月まで、高校等の就学課程の途中(2 学年以降)から受給する場合は、残りの最短修業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付期間の延長はありません。

例 1) 4 年制高校に通う令和 8 年 4 月に高校 2 年生になる生徒の場合

令和 11 年 3 月分までの最長 3 年間で給付対象期間となります。

例 2) 令和 8 年 4 月に 3 年制高校に入学した高校 1 年生で、1 年留年してしまった場合

令和 11 年 3 月分で給付対象期間終了となります。

②その他学校の場合

高等学校卒業程度認定試験「合格」をもって高校等「卒業」と同等とみなし給付終了となります(最長 3 年間)。

- ・第 1 回(8 月開催)認定試験で全ての科目を合格した場合(9 月時点で合格結果を確認)

⇒同年度前期 6 か月分(4 月～9 月)給付分にて給付終了

- ・第 2 回(11 月開催)認定試験で全ての科目を合格した場合(12 月時点で合格結果を確認)

⇒同年度後期 6 か月分(10 月～3 月)給付分にて給付終了

Q.5：4 年制の定時制の場合は 4 年間給付がありますか？

A.5：4 年制の定時制の場合には、年間 20.25 万円（返還不要）を最長 4 年間（総額 81 万円）給付します。

Q.6：5 年制の高等専門学校の場合は卒業まで 5 年間給付されますか？

A.6：5 年制の高等専門学校に在籍している場合は、高校課程の 3 年間のみ給付対象となります。よって、年間 22 万円（返還不要）を最長 3 年間給付します。

Q.7：通信制高校、特別支援学校も奨学金の給付対象となりますか？

A.7：はい、高校課程の場合は対象となります。

Q.8：奨学金は一括で振り込まれるのでしょうか？

A.8：以下の給付予定月に年 2 回給付します。（※手続きの都合により多少前後する場合があります。）

		前期 6 ヶ月分（4 月～9 月分）	後期 6 ヶ月分（10 月～3 月分）
給付予定月		4 月（高校 1 年生は初回のみ 5 月）	10 月
給付 金額	3 年制	135,000 円	135,000 円
	4 年制	101,250 円	101,250 円
	その他学校	135,000 円	135,000 円

Q.9：奨学金の募集人数を教えてください。

A.9：100 名程度です。

Q.10：奨学生の決定はいつごろ発表になりますか？

A.10：2026 年（令和 8 年）2 月上旬を予定しています。採否結果は、中学 3 年生は個人宛に、それ以外は在籍校宛に郵送で通知します。奨学金担当の先生に確認してください。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.11：現在中学 3 年生です。奨学生に採用された後に奨学金願書に記入した志望校とは別の高校に入学した場合、採用は取り消されますか？

A.11：取り消されることはありません。令和 8 年 4 月に高校等に入学後、入学した学校の在籍証明書を提出してください。その在籍証明書の提出を給付開始の条件とします。その他の給付開始条件は『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』を確認してください。

Q.12：高校等を病気等で休学することになった場合の奨学金の給付について教えてください。復学した場合はどうなりますか？

A.12：奨学生が病気等による休学や 1 ヶ月以上の長期の欠席をする場合、奨学金の給付を停止します。当財団が認めた場合、奨学金受給の再開が可能です。なお、休学や長期の欠席が発生した場合は、速やかにまなべる基金事務局へ連絡し、『変更届』を提出してください。『変更届』には、奨学金ご担当者もしくは担任の先生に内容をご確認いただき、学校長の押印をもらう箇所があります。すべての記入が終わられましたら、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。

Q.13：高校等を途中で退学した場合の奨学金給付について教えてください。

A.13：奨学金の給付は終了となります。なお、その際は速やかに当財団へ連絡し、『変更届』を提出してください。『変更届』には、奨学金ご担当者もしくは担任の先生に内容をご確認いただき、学校長の押印をもらう箇所があります。すべての記入が終わられましたら、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。

Q.14：年 1・2 回の活動報告書は何月を目安にどちらにお送りすればよろしいでしょうか？

A.14：9 月、1 月頃在籍校を通じてご連絡させていただく予定です。

よくあるご質問（応募者向け）

Ⅱ.『まなべる基金（第15期）』応募方法・応募書類の提出について

Q.1：応募方法を教えてください。

A.1：中学3年生と中学3年生以外（高校生、その他の学校在籍生徒）では応募方法が異なります。

※中学3年生

応募者	在籍校の担任の先生または奨学金担当の先生から、『まなべる基金（第15期）奨学金応募関連書類』を受け取る、またはまなべる基金ホームページからダウンロードください。まなべる基金（第15期）奨学金応募関連書類』に記載された「2.応募書類」を、まなべる基金事務局へ郵送してください（2025年(令和7年)10月31日(金) ※必着）。詳細は別紙「まなべる基金(第15期)応募手続きのご案内」をご覧ください。 ※願書は、記入がなくても全ページを提出してください。 ※学校長の署名・公印、担任の先生の署名をもらってください。
-----	--

※中学3年生以外（高校生、その他の学校在籍生徒）

応募者	在籍校の担任の先生または奨学金担当の先生から、『まなべる基金（第15期）奨学金応募関連書類』を受け取ってください。『まなべる基金（第15期）奨学金応募関連書類』に記載された「2.応募書類」の必要書類を全て準備し、在籍校の奨学金担当の先生へ提出してください。 在籍校からまなべる基金事務局への応募締切は2025年(令和7年)10月31日(金)※必着ですが、在籍校ごと提出日は異なりますので、必ず期日を在籍校に確認してください。 ※在籍校経由以外の応募は受付できません。
奨学金担当の先生	学校内全ての応募者を取りまとめ、まなべる基金事務局へ郵送してください。 詳細は別紙「まなべる基金(第15期)応募手続きのご案内」をご覧ください。 ※願書は、記入がなくても全ページを提出してください。

Q.2：応募書類がダウンロードできません。

A.2：お手数ですが、在籍校の先生へ問い合わせてください。

Q.3：応募締切を教えてください。

A.3：各校で定められた提出日までに在籍校に提出してください。

当財団への応募締切は2025年(令和7年)10月31日(金)※必着です。

Q.4：所得証明書・住民票を入手するのに時間がかかり、応募締切に間に合いません。後日郵送でも受け付けされますか？

A.4：受付できません。所定の応募締切までに必要書類をそろえて応募してください。

Q.5：奨学金願書や提出した各種証明書類は返却してもらえますか？

A.5：返却しません。手元にコピーを取って保管してください。

よくあるご質問（応募者向け）

Ⅲ.『まなべる基金（第 15 期）』応募資格について

Q.1：現在中学 3 年生です。高校入学試験に合格すれば令和 8 年 4 月に高校入学の予定ですが、『まなべる基金（第 15 期）』に応募できますか？

A.1：応募できます。採否決定通知で「採用」となった場合、令和 8 年 4 月に高校等に入学後、入学した学校の在籍証明書を
その他受給手続き必要書類と合わせて提出してください。その在籍証明書の提出を給付開始の条件とします。その他の
給付開始条件は『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』を確認してください。

Q.2：令和 8 年 4 月 1 日時点で中学 3 年生なのですが、来年度以降に応募することはできますか？

A.2：大変申し訳ありませんが、現時点では来年度以降の募集は未定です。

Q.3：一度高校を卒業している生徒が、専修学校の高等課程に入学した場合は対象になりますか？

A.3：高校卒業資格をすでに取得されている方は応募できません。

Q.4：兄弟で応募することは可能ですか？

A.4：はい、可能です。ただし、応募書類はご兄弟それぞれ提出いただく必要があります。

**Q.5：平成 23 年 3 月 11 日時点では岩手県・宮城県・福島県に居住していましたが、今は避難して対象の 3 県以外（例
山形県、東京都）の学校に通っています。『まなべる基金（第 15 期）』に応募できますか？**

A.5：応募できます。現在の在籍校を通して応募してください（中学 3 年生は在籍校を経由せず直接応募してください）。

**Q.6：平成 23 年 3 月 11 日時点で実家が岩手県・宮城県・福島県以外にあり、そこに保護者も住んでいます。自分だけ下
宿して岩手県・宮城県・福島県の学校に通っています。『まなべる基金（第 15 期）』に応募できますか？**

A.6：応募できません。震災発生時に主に家計を支える方（応募者の保護者の方で、世帯の総収入のおおむね半分以上を支え
ている方）が岩手県・宮城県・福島県に居住していたことが条件となります。

Q.7：岩手県・宮城県・福島県に家族等で住んでいます、父は現在東京に単身赴任をしています。『まなべる基金（第 15 期）』に応募できますか？

A.7：平成 23 年 3 月 11 日時点で家計を主に支える方（応募者の保護者の方で、世帯の総収入のおおむね半分以上を支えて
いる方）が岩手県・宮城県・福島県に住んでいた場合であれば、現時点での居住地を問わずに応募できます。

Q.8：現在、他の奨学金にも応募していて、結果を待っています。『まなべる基金（第 15 期）』に応募できますか？

A.8：応募できます。ただし重複受給ができるものと出来ないものがあります。以下の通りです。

■他の奨学金を受給していない場合

	奨学金の特徴	応募（併願）	重複受給
貸与型 奨学金	返還が必要なもの	○	○
	高校卒業で返還免除となる 実質給付型奨学金と同等のもの	○	×
給付型 奨学金	返還が必要ないもの	○	×

他の給付型奨学金を併願している場合は、複数の給付型奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給する
か他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。万が一、他の給付型奨学金との重複受給が発覚した場合は
給付済みの奨学金を返還してもらいます。

※現在「まなべる基金」を受給中の方は応募不要です。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.9：令和 8 年 3 月で支援の終了する奨学金を受給しています。『まなべる基金（第 15 期）』へ応募できますか？

A.9：応募できるものとできないものがあります。以下の通りです。

■他の奨学金を受給している場合

	奨学金の特徴	応募（併願）	重複受給
貸与型 奨学金	返還が必要なもの	○	○
	高校卒業で返還免除となる 実質給付型奨学金と同等のもの	×	×
給付型 奨学金	返還が必要ないもの	×	×

Q.10：『まなべる基金（第 15 期）』の奨学生に採用された後に、他の給付型奨学金（ユネスコ協会就学支援奨学金など）も受給できることになりました。『まなべる基金（第 15 期）』の奨学金は取り消されますか？

A.10：取り消されることはありませんが、どちらの奨学金を受給されるかを選択してもらいます。『まなべる基金（第 15 期）』を辞退する場合には『辞退届』の提出をお願いします。必要事項を記入の上、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。万が一、他の給付型奨学金との重複受給が発覚した場合は給付済みの奨学金の返還してもらいます。

Q.11：資格 4 に記載されている所得の基準はどのように算出すれば良いですか？

A.11：まず、応募者と家計を同一にする 18 歳以上（9 月 1 日時点）の家族の「令和 7 年度所得証明書（令和 6 年 1 月～12 月分）」を取得してください。取得した所得証明書に記載されている所得を足し合わせて算出します。なお、『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「資格 4：所得の合計基準」の家族構成人数（応募者と家計を同一にする家族の人数）に照らし合わせた際、基準を上回っている場合は応募できません（ただし一部例外を除く。『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」をご参照ください）。

Q.12：現在生活保護を受給しています。応募できますか？

A.12：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」のうち資格 1～5 の全ての項目を満たしていれば応募できます。ただし、奨学金の受給が決定した場合、生活保護費の減額につながることがありますので、必ず管轄の福祉担当の方へ相談するよう、指導をお願いします。

Q.13：現在被災 3 県から県外に避難をしています。避難先では借上げ住宅に入居していますが、応募できますか？

A.13：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」のうち資格 1～5 の全ての項目を満たしていれば応募できます。なお、民間借上げ住宅（家賃が発生しないケース）は、「家賃のかかる賃貸住宅」には該当しませんので注意してください。

Q.14：震災当時居住していた住居が応募者の祖父母名義である場合は、「持家」に該当しますか？

A.14：該当します。「持家」とは、応募者の保護者または、震災当時または現在において応募者と家計を同一にしている祖父母名義の住宅を指します。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.15：「持家」が震災により一部損壊となったが、応募できますか？

A.15：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」のうち資格 1～5 の全ての項目を満たしていれば応募できます。ただし、「資格 3：被災をしていることが証明できる」の事項では、自宅の罹災証明書または被災証明書の提出を必要としており、一部損壊の罹災証明書が認められるのは、発生時の被災地が「福島県」でかつ、以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できることが必須となります。

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

Q.16：現在、応募者の保護者が無職の状態であるが、応募できますか？

A.16：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」のうち資格 1～5 の全ての項目を満たしていれば応募できます。「6. その他」の欄に無職の至っている理由について、状況を詳しく記入してください。

Q.17：自分が応募資格に該当するかわからない場合はどうしたらいいですか？

A.17：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格」にてご確認ください。募集要項を確認してもわからない場合は、事務局までお問い合わせください。

Q.18：過去、まなべる基金に応募しましたが奨学生として採用されませんでした。第 15 期に応募することは可能ですか？

A.18：応募できます。ただし、『まなべる基金（第 15 期）』の応募資格を満たしていることが必要です。

Q.19：福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。所得の合計基準が満たさないと応募はできないか？

A.19：福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合（※①のケース）にかぎり、世帯全員の所得合計額を 1/2 にした金額を適用します（震災時の居住地域が岩手県・宮城県、福島県であること）。例えば、所得合計 400 万円で二重生活をされている場合、所得合計は 1/2 の 200 万円と適用し、左記金額が所得の合計基準を満たしていれば応募できます。

※『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』の「2. 応募資格 応募資格 3 被災をしていることが証明できる」における①のケース

よくあるご質問（応募者向け）

Ⅳ.『まなべる基金（第15期）』応募書類の記入について

Q.1：奨学金願書、必要書類は全ページ記入し、提出しなければなりませんか？

A.1：『まなべる基金（第15期）奨学金応募関連書類』の「応募書類」および該当するページを全て記入し、必要書類と合わせて提出してください。

Q.2：鉛筆書きでも記入しても良いですか？

A.2：「奨学金願書」は消えない黒のボールペンで記入してください。「課題作文・保護者から応募者への思い」は鉛筆書きでも構いませんが、選考の過程でコピーを取りますので、濃く、はっきり見えるように記入してください。

Q.3：記入ミスは、修正テープや訂正印で対応しても問題ないですか？

A.3：はい。問題ありませんが、他の記入箇所が読めるように訂正してください。

Q.4：現住所と住民票の住所が異なります。「B.奨学金願書」へはどちらの住所を記載すれば良いですか？

A.4：現住所を記入した上で、住民票の住所と異なっている理由を、「奨学金願書」「1.基本情報」の記入欄に記入してください。

Q.5：保護者は世帯主でなくても良いですか？

A.5：保護者は世帯主でなくても問題ありませんが、応募者の扶養をする方、もしくは親権を持つ方、あるいはそれに準ずる方を記入してください。

Q.6：奨学金願書で、家族等構成には同居の祖父母や東京で一人暮らしをしている大学生の姉兄も書く必要がありますか？

A.6：同居・別居問わず、家計を同一にする家族全員を記入してください。家計を同一にする家族とは、応募者と同居している家族、または別居していても食費・交通費などの生活費を同一にしている家族のことを指します。

ただし、同居している家族であっても、個別に収入があり、概ね独立して生計を立てている（生活費の概ね半分以上を自己負担している）者は、家計を同一にする家族とはみなしません。

Q.7：「収入」にはこういったものが含まれますか？

A.7：世帯に月々入る現金全てを指します。給与・営業所得・各種手当（児童手当や児童扶養手当）・各種年金（国民年金や厚生年金等）・賠償金・不動産収入等を含みます。

Q.8：「課題作文」・「保護者からのコメント」はページを追加して書いてもよいですか？

A.8：ページを追加していただいても構いません。

Q.9：「課題作文」は保護者の代筆でも良いですか？

A.9：応募者本人に障がいがあり、自書が難しい場合のみ保護者による代筆が可能です。それ以外の事情で本人以外の記述であることが明らかな場合は、不採用となります。

よくあるご質問（応募者向け）

V. 『まなべる基金（第 15 期）』 必要書類について

Q.1：公的書類や証明書類はコピーでの提出でも良いですか？

A.1：コピーでも構いません。

Q.2：兄弟で応募する場合、公的書類などの提出書類は 1 部でも良いですか？

A.2：いいえ。必要書類は応募者それぞれ提出してください。公的書類はコピーでも受付可能です。

Q.3：家計は同一ですが、別居している家族の住民票も必要ですか？また、戸籍謄本等で代用できますか？

A.3：家計を同一にしている家族の場合、別居している場合でも住民票を提出してください。その他の書類では代用できません。お手数ですが、住民票を取り寄せて提出してください。

Q.4：住民票は戸籍筆頭者と世帯主が記載されているものでないとだめですか？

A.4：はい。住民票は戸籍筆頭者と世帯主が記載されているものを提出してください。

Q.5：住民票に記載された戸籍筆頭者が亡くなった場合はどうすれば良いですか？

A.5：「奨学金願書」の「2.家族構成」に記入欄がありますので、事情を記入してください。

Q.6：応募時に罹災証明書は必要ですか？

A.6：自宅の罹災証明書または被災証明書の提出が必要です。未提出の場合は、応募を受付できません。

提出書類の詳細については、『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』「2.応募資格」の資格3を確認してください。

Q.7：必要書類として、罹災証明書が記載されていたのですが、罹災証明書の原本を別の申請の時に提出してしまい、現在持っていないです。提出しなくても応募できますか？

A.7：手元に原本・コピーがない場合は、再発行の手続きを対象の市区町村役場に問い合わせてください。

Q.8：必要書類として、罹災証明書が記載されていたのですが、高速無料化カードの証明で代用できますか？

A.8：代用できません。罹災証明書を提出してください。

Q.9：所得証明書はどこに行けばもらえますか？

A.9：現在住んでいる（住民票がある）市区町村役場で発行しています。住民票が現在住んでいる市区町村と異なる場所にある場合も、郵送等で対応いただける場合がございます。詳しくは、住民票のある市区町村役場に問い合わせてください。

Q.10：令和 7 年度の所得証明書が必要ということですが、対象期間はいつになりますか？

A.10：令和 7 年度所得証明書は令和 6 年 1 月～12 月の所得が記載されています。

Q.11：所得証明書は所得がある人のみ提出すればよいですか？

A.11：所得証明書は収入の有無に関わらず、応募者と家計を同一にする 9 月 1 日時点で 18 歳以上の家族全員分の提出が必要です。世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても提出が必要です。

Q.12：家計を同一にする家族の中に、現在 18 歳以上の大学生（または高校生）がいます。所得証明書は必要ですか？

A.12：所得証明書については、高校生・大学生であっても 9 月 1 日時点で 18 歳以上の場合は提出が必要です。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.13：役所から「所得証明書が発行できない」と言われたのですが。

A.13：所得証明書が発行されない理由はいくつかありますが、これまでのケースは以下の通りです。

（１）自営業等で確定申告をしていない

（２）所得がない

※この場合は、『所得証明書』に 0 円と記載される市区町村と、『非課税証明書』が発行される市区町村に分かれるようです。その場合は『非課税証明書』でも受付します。お手数ですが、今一度役所へ問い合わせ、所得証明書発行について相談してください。

Q.14：役所から「非課税証明書しか発行できない」と言われました。非課税証明書でも応募できますか？

A.14：所得がない方へ『非課税証明書』を発行する市区町村もあるようです。その場合『非課税証明書』でも受け付けます。

Q.15：所得証明書ではなく源泉徴収票でもよいですか？

A.15：源泉徴収票では受付できません。家計を同一にする家族等全員の収入を正しく確認するために、所得証明書を提出してください。

Q.16：『まなべる基金（第 15 期）奨学金応募関連書類』に記載されている「避難(自主避難を含む)」事象を証明する必要書類を紛失してしまい準備できません。応募できないのでしょうか？

A.16：「避難(自主避難を含む)」事象を証明する必要書類として必要な情報が満たされている場合は、他の書類でも代替可能です。迷った場合は、問い合わせ先の「まなべる基金」事務局宛に相談してください。